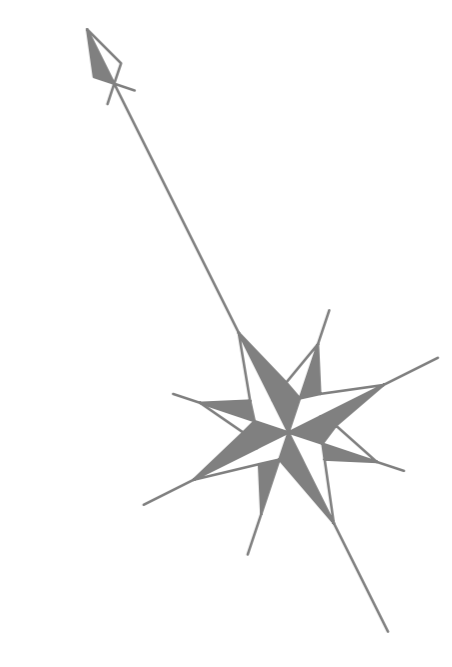


(平成24年9月15日施行)

恵庭市北柏木町1・2丁目地区 住居表示案内図



住居表示制度について

昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来の町名地番による住所の表わし方をやめて、町の区域を、道路、鉄道、川などで、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロック内に起点をもつけて、ある一定の区間に基礎番号を附し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表わす方法です。したがって新住所の表し方は、

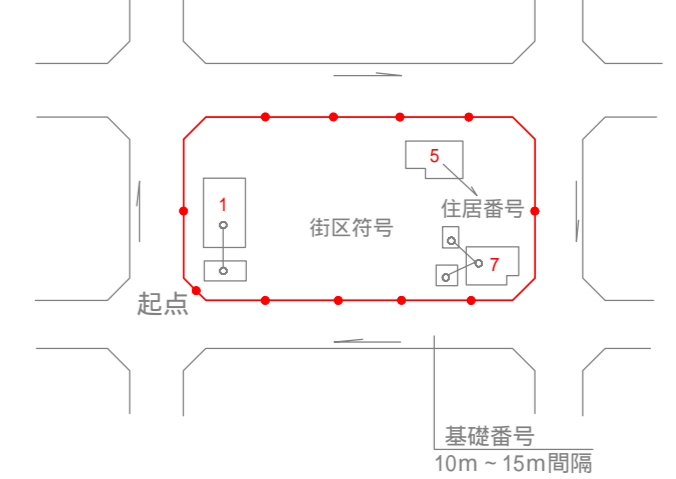
一般家屋の場合

「恵庭市 北柏木町 丁目 番 号」ということとなります。
町名 街区符号 住居番号

マンション・アパート等の場合

「恵庭市 北柏木町 丁目 番 - 号」ということとなります。
町名 街区符号 住居番号

住居番号付定例



街区表示板



凡 例	
	新町(丁目)界
	街区界
	街区符号
	住居番号(部屋番号付)
	地 番